

日本 NP 教育大学院協議会ロゴマーク使用規程

日本 NP 教育大学院協議会（以下、本協議会）のロゴマークの使用に関して、下記の通りロゴマーク取扱規定（以下、本規定）を定めますので、本協議会のロゴマークを使用する場合は本規定を遵守してください。

（使用可能な者及び団体）

第 1 条 本協議会のロゴマークを使用できる者（以下「使用者」という）は、次の各号にあげるものとする。

- 1.本協議会が主催する診療看護師(NP)の認定試験の合格者
- 2.1号の合格者が所属する団体で、本協議会が認定したもの
- 3.その他会長が特に認めたもの

（使用可能な用途）

第 2 条 本協議会のロゴマークは、使用者の名刺、ウェブサイト、パンフレット、報告書等に掲載することができる。

2. 但し、法人等の団体が所有または運営するウェブサイト、パンフレット等に掲載する場合で、全ての各職員が第 1 条 1 号で定める使用可能な者でない場合には、「本協議会認定診療看護師(NP)以外の者も在籍する」旨を併記する。

3. 以下に該当する目的での使用を禁止する。

- (1)特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (2)法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (3)その他「日本 NP 教育大学院協議会」の趣旨に反するおそれがある場合

（使用不可能な用途）

第 3 条 使用者は、本協議会が主催する診療看護師(NP)の認定試験の合格者のみが所持するピンバッジ及びワッペンと同一のものを作成してはならない。

（使用料）

第 4 条 本協議会のロゴマークの使用料は無償とする。

（使用中止）

第 5 条 下記に該当するような場合には、本協議会は使用者に対して、本協議会のロゴマークの使用を中止させることができる。

- (1)本規定に違反してロゴマークを使用した場合
- (2)ロゴマークの使用が不相当と認められる場合
- (3)その他、特段の事情が生じた場合

(苦情対応)

第6条 ロゴマークの使用に関して苦情等が発生した場合には、使用者が全責任を持って対処する。

(使用方法)

第7条 本協議会のロゴマークの拡大・縮小は可能だが、変形したり他の図柄と重ねたりするなど、デザインに変更を加えることはできない。

2. 本協議会のロゴマークのカラーは原則、変更できないが、使用申請の際、認められたものに限り、可能とする。

3. 他のロゴマークや社名、図柄等と併記する場合は、一定の間隔をあけるなどして本協会のロゴマークの独立性を保つようにする。

(譲渡・貸与)

第8条 ロゴマークを第三者に譲渡または貸与することはできない。

(本規定に定めのない事項)

第9条 本規定にない事項については、本協議会の判断によるものとする。

以上

附 則

この使用規定は、2015年4月1日から適用する。